

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

組合員の資格取得等及び被扶養者の認定・取消しに係る事務について（通知）

このことについて、所属所を通じて手続が必要になりますので、下記事項に十分留意の上、遺漏のないよう処理してください。

なお、組合員の資格取得は厚生年金及び健康保険への加入手続も兼ねていること、また、被扶養者の認定手続に遅延が生じると事実発生日から認定できない可能性もあることから、速やかに手続を行ってください。

また、今回の通知内容については令和3年度に生じる事務から適用とします。

記

1 組合員の資格取得等の届出関係事務

(1) 組合員の資格取得及び転入について

次の者については、別表1「事務手続一覧（資格取得・転入）」を確認の上、書類不備がないように注意して処理してください。

- ア 新規採用及び臨時的任用職員の採用等に伴い新たに組合員資格を取得した者
- イ 会計年度任用職員のうち要件を満たし組合員資格を取得した者
- ウ 他の公務員共済組合（国家公務員共済組合・市町村職員共済組合・地方職員共済組合等）からの転入者
- エ 公立学校共済組合の他支部からの転入者

(2) 組合員証等の番号変更及び組合員の所属所異動について

次の者については、別表2「事務手続一覧（番号変更・所属所異動）」を確認の上、書類不備がないように注意して処理してください。

- ア 職員番号の変更があった者（県費支弁職員のみ）
- イ 市町村費支弁職員で異動した者（県費と市費支弁職員間の異動者を含む。）

(3) 臨時的任用職員から正規職員に採用された場合

ア 県費支弁職員

令和3年3月31日まで臨時的任用職員であった者が、引き続き本県で令和3年4月1日から正規職員に採用された場合は、組合員資格が引き続くことになるので、資格取得の手続は必要ありませんが、組合員証等に係る番号変更の手続が必要となるため前記「(2)ア 職員番号の変更があった者」の手続を行ってください。

イ 市町村費支弁職員

令和3年3月31日まで臨時的任用職員であった者が、引き続き同じ市町村で令和3年4月1日から正規職員に採用された場合は、組合員資格が引き続くことになるので、手続は不要です。

【裏面に続く】

ウ 任用に空白期間が生じる者

臨時的任用職員から正規職員に採用されるまでの間に空白期間が生じる場合でも、任命権者と職員との間で事実上の任用関係が継続していると任命権者が判断する場合は、任命権者が当支部に申立書を提出することにより、組合員資格も引き続くものとして取り扱いますので、前記ア又はイのとおり処理してください。

なお、任用関係の継続に関する判断については任命権者に確認してください。

※ 正規職員や再任用制度によるフルタイム勤務職員から臨時的任用職員に採用された場合も同様の取り扱いとなりますので、前記アからウのとおり処理してください。

(4) 組合員資格を再取得した場合

退職後、当共済組合の任意継続組合員制度又は他の公的医療保険制度（国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険等）に加入していた者が、再任用制度によるフルタイム勤務職員、臨時的任用職員等として採用されたときは、新規採用職員と同様に資格取得の手続が必要となりますので、前記「(1)ア 新規採用及び臨時的任用職員の採用等に伴い新たに組合員資格を取得した者」の手続を行ってください。

なお、再任用制度によるフルタイム勤務職員の場合、被扶養者の認定については、給与条例上の扶養親族ではないため、特別認定の手続を行ってください。

2 被扶養者の認定及び取消関係事務

被扶養者の認定及び取消申告は事実発生後速やかに行うよう、別紙2により周知してください。

また、給与条例上の扶養親族として扶養手当の支給対象となっている被扶養者（普通認定による者）が年齢到達により扶養手当の支給対象外となったものの、引き続き主として組合員の収入により生計を維持しているときは、特別認定として継続認定されるので、手続は必要ありません。（8月に実施する検認事務において資格確認を行います。）

なお、継続認定に際しては、被扶養者の認定取消しに該当する事実がないか確認を徹底してください。

3 国民年金第3号被保険者の届出事務（日本年金機構関係事務）

(1) 20歳以上60歳未満の配偶者が当共済組合の被扶養者として認定されたとき

国民年金第3号被保険者の資格を取得することになるので、被扶養者認定申告の際は、「国民年金第3号被保険者関係届」に年金手帳の写し又は基礎年金番号通知書の写し等（基礎年金番号が確認できる書類）を添付し、認定申告関係書類と併せて提出してください。

(2) 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の認定を取り消すとき（組合員の退職等に伴い被扶養者資格を喪失するときを除く。）

「国民年金第3号被保険者関係届」を認定取消関係書類と併せて提出してください。ただし、就職又は雇用条件等の変更により、勤務先において他の公的医療保険制度の被保険者となった場合（被保険者証が交付されたとき）の国民年金第3号被保険者関係届の提出は不要です。

(3) 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）が転居したとき

「国民年金第3号被保険者住所変更届」により届出をしてください。

* 国外へ転出するとき（国内居住要件の例外に該当するとき）又は国外から転入したとき（国内居住要件の例外に該当しているとき）は、海外特例要件に係る届出が必要となるため、「国民年金第3号被保険者関係届」を提出してください（「国民年金第3号住所変更届」の届出は不要）。

【次ページに続く】

(4) 届出用紙について

(1)から(3)の届出に係る用紙は、当支部のホームページからダウンロードの上、作成してください。

4 組合員及び被扶養者の住所届出事務（別表3「事務手続一覧（住所変更）」を参照。）

(1) 転居したとき

組合員等住所（変更）届〔整理番号4〕により共済組合へ住所の届出をしてください。

- * 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）については、併せて前記3(3)の「国民年金第3号被保険者住所変更届」による届出をしてください。

(2) 被扶養者が国外へ転居したとき

国内居住要件の例外に該当する場合は、組合員等住所（変更）届〔整理番号4〕と併せて国内居住要件の例外に該当することが確認できる書類（共済のしおり12頁を参照）を提出してください。

- * 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）については、併せて前記3(3)の「国民年金第3号被保険者関係届」による届出をしてください。

5 配偶者同行休業等取得者について

組合員が地方公務員法に規定する配偶者同行休業又は自己啓発等休業を取得したときは、休業期間中は給与が支給されないことから、自身で引き続き共済掛金を払い込む必要があるため、速やかに共済組合へ連絡してください。

6 その他

令和3年度における事務手続の変更点及びよくあるお問合せについては別紙1及び別紙3のとおりです。書類不備があった場合、手続に遅れが生じるため、通知文等を十分確認の上処理してください。

問合せ及び連絡先

資格得喪担当 年金給付係 電話 099-286-5220

任意継続・共済掛金担当 福利係 電話 099-286-5217

※ 県立学校における本文書の文書管理表上の分類記号：
「B-7-2（共済組合）」

令和 3 年度における事務手続の変更点

1 資格取得・転入時の提出書類について

◇ 辞令の写し

県費支弁職員については提出を不要とします。市町村費支弁職員についてはこれまでどおり提出してください。

◇ 年金加入期間等報告書

年金事務所や日本年金機構ホームページの「ねんきんネット」で取得できる「被保険者記録照会回答票」を添付することより、年金加入期間等報告書の年金加入期間の欄の記入に代えることができます(はがきのねんきん定期便は加入時期が記載されていないため不可)。ただし、年金加入期間等報告書は必ず提出することとし、氏名の記入及び押印と該当がある場合は、みなし被保険者期間等(離婚時年金分割関係)を記入してください。

◇ 年金受給権者再就職届書及び年金証書

公務員共済年金の受給権者(老齢又は障害の年金受給者)が再就職等により再び共済組合員資格を取得した場合は年金受給権者再就職届書の提出が必要ですが、自組合再就職者(公立学校共済組合の年金受給者が再就職により公立学校共済組合員資格を再取得した場合)に限っては年金証書の添付を不要とします。

事例	提出書類
公立学校共済組合の年金受給者が公立学校共済組合員の資格を再取得した場合	年金受給権者再就職届書のみ提出(※ 年金証書の添付不要)
公立学校共済組合以外の公務員共済組合からの年金受給者が公立学校共済組合員の資格を取得した場合	年金受給権者再就職届書と公務員共済組合の <u>年金証書の原本を一式添付</u>

◇ 組合員等住所(変更)届

資格取得及び転入に係る手続において提出を不要とします。

2 被扶養者認定時の提出書類について

◇ 他の共済組合で使用していた被扶養者証の写し又は資格喪失証明書

他の共済組合から転入する際、被扶養者を認定するにあたり、他の共済組合で使用していた被扶養者証の写し等を求めていましたが、給与条例上の扶養親族として認定されている者であれば、提出は不要とします。

給与条例上の扶養親族として認定されていない者を被扶養者として認定する場合(特別認定)は、提出が必要です。

※ 組合員の資格取得及び被扶養者の認定の際の個人番号申告書の提出については、令和 2 年度から提出を不要としています。(詳細は令和 2 年 3 月 13 日付け公共鹿第 1084 号を参照。)

事務手続一覧（資格取得・転入）

(別表1)

区分	提出書類 (○印は必須、 △印は該当者のみ)										
	組合員資格取得・転入届書 〔整理番号2〕	職員調書〔整理番号2-2〕	組合員異動報告書 〔整理番号3〕	辞令の写し	年金加入期間等報告書 〔整理番号6〕	被扶養者認定申告書 〔整理番号10〕	国民年金第3号被保険者関係届	被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)の年金手帳等の写し	組合員証及び被扶養者証	年金受給権者再就職届書及び年金証書(原本)	個人口座申出書〔整理番号54〕
資格取得	新規採用者及び臨時的任用職員として採用された者(注1)	—	—	△(注3)	○(注4)	△(注5)	△(注5)	△(注5)	—	△(注8)	○
	会計年度任用職員(非常勤職員)のうち要件(注2)を満たした者	○	○	—	△(注3)	△(注5)	△(注5)	△(注5)	—	△(注8)	○
転入	他の公務員共済組合からの転入者 (例)○○大学附属小学校(国共済) →市立○○小学校 △△町教委学校教育課(市町村共済) →市立○○中学校 ○○県知事部局○課(地共済) →県立○○高等学校	—	—	△(注3)	○(注4)	△(注5)	△(注5)	△(注5)	△(注6)	△(注8)	○
	公立学校共済組合の他支部からの転入者 (県外交流又は退職した上で本県の公立学校等の教職員として採用された者)	○	—	○	△(注3)	△(注5)	△(注5)	△(注5)	○(注7)	△(注8)	○

新所属所から書類提出

(注1) 令和3年3月31日まで臨時的任用職員であった者が、引き続き正規職員として採用される等、組合員資格が引き続く場合は、組合員証の番号変更の手続を行ってください(別表2を参照)。

(注2) 会計年度任用職員のうち、任用が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続き12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの。

(注3) 市町村費支弁職員のみ辞令の写しを提出してください(県費支弁職員については提出不要)。

【裏面へ続く】

事務手続一覧（資格取得・転入）

(別表1)

(注4) 年金加入期間等報告書〔整理番号6〕は、年金加入期間の記入欄が不足する場合は、複数枚使用してください。年金事務所や日本年金機構ホームページの「ねんきんネット」で取得できる「被保険者記録照会回答票」の添付により、年金加入期間等報告書の年金加入期間の欄の記入に代えることができます（はがきのねんきん定期便は加入時期が記載されていないため不可）。ただし、年金加入期間等報告書は必ず提出することとし、氏名の記入及び押印と該当がある場合は、みなし被保険者期間等（離婚時年金分割関係）を記入してください。

(注5) 被扶養者認定申告書〔整理番号10〕は、被扶養者の要件を備える事実が生じた日（発令日）から30日以内に所属所長へ提出してください。30日を過ぎて提出した場合は、所属所長が受け付けた日から被扶養者として認定されます。新たに組合員資格を取得する者に被扶養者の要件を備える者がいる場合、その者が給与条例上の扶養親族として認定されている者（申請中の者も含む）であれば、添付書類は不要です。

また、20歳以上60歳未満の配偶者の申告に際しては、国民年金第3号被保険者関係届（当支部ホームページから取得）及び配偶者の基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳の写し、基礎年金番号通知書の写し等）を併せて提出してください。

(注6) 他の公務員共済組合からの転入者に係る被扶養者のうち給与条例上の扶養親族として認定されていない者については、他の共済組合で使用していた被扶養者証等の写し又は資格喪失証明書（原本）を提出してください（給与条例上の扶養親族として認定されている者については不要）。

(注7) 公立学校共済組合の他支部からの転入者は、他支部で使用していた組合員証等（原本）を提出してください。

(注8) 公務員共済年金の受給権者（老齢又は障害の年金受給者）が再就職等により再び共済組合員資格を取得した場合は年金受給権者再就職届書の提出が必要です。また、年金証書については、公立学校共済組合以外の公務員共済組合から年金を受給している者のみ年金証書の原本を一式添付してください。（R3.3取扱変更）

事例	提出書類
公立学校共済組合の年金受給者が公立学校共済組合員の資格を再取得した場合	年金受給権者再就職届書のみ提出（※ 年金証書の添付不要）
公立学校共済組合以外の公務員共済組合からの年金受給者が公立学校共済組合員の資格を取得した場合	年金受給権者再就職届書と公務員共済組合の年金証書の原本を一式添付

※ 表中の提出書類のうち、整理番号が付してあるものは、共済組合関係申請書等用紙です。

※ 書類を提出する際は、封筒や連絡票等に事務手続名等を明記してください。

事務手続一覧（番号変更・所属所異動）

（別表2）

区分		提出書類 (○印は必須, △印は該当者のみ)	組合員異動報告書 〔整理番号3〕	組合員異動報告書(番号変更用) 〔整理番号3-1〕	組合員証及び被扶養者証	組合員等住所(変更)届 〔整理番号4〕	国民年金第3号被保険者住所 変更届
番号変更	職員番号の変更があった者(注1) (例)臨時的任用職員(任期付職員) ←→ 正規職員		—	○	○	△	△ (注3)
所属所異動	市町村費支弁職員の所属所異動者 (例)○○小学校 主事 → △△小学校 主事		○	—	—	△	△ (注3)
	県費と市費支弁職員間の異動者 (例)県立○○高校 ←→ 市立○○高校 霧島市 ^(※) 教育委員会 ←→ 町立○○小学校		○	—	—	△	△ (注3)
	県費支弁職員の所属所異動者(注2) (例)市立○○小学校 → 町立△△小学校		—	—	—	△	△ (注3)

(注1) 県費支弁職員については、職員番号を組合員証番号として使用しているため、職員番号の変更があった場合は新しい番号を記載した組合員証等を交付します。

(注2) 県費支弁職員の所属所異動については、県の給与電算データにより情報が提供されるため、組合員異動報告書の提出は不要です。

(注3) 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者にかかる手続の際に提出してください。

※ 次の者については、公立学校共済組合員として処理してください。

① 公立学校共済組合員(市費支弁組合員)とする者

ア 鹿児島市立鹿児島玉龍高等学校、鹿児島市立鹿児島商業高等学校、鹿児島市立鹿児島女子高等学校、指宿市立指宿商業高等学校、出水市立出水商業高等学校、霧島市立国分中央高等学校、鹿屋市立鹿屋女子高等学校に勤務する教職員

イ 上記アの市立高等学校籍の鹿児島市、指宿市、出水市、霧島市、鹿屋市の各教育委員会において勤務する者

② 公立学校共済組合員(県費支弁組合員)とする者

ア 北薩教育事務所籍の教職員で阿久根市教育委員会において勤務する者

※ 表中の提出書類のうち、整理番号が付してあるものは、共済組合関係申請書等用紙です。

※ 書類を提出する際は、封筒や連絡票等に事務手続名等を明記してください。

事務手続一覧（住所変更）

（別表 3）

区分	提出書類 (○印は必須, △印は該当者のみ)	組合員等住所（変更）届 〔整理番号 4〕	国民年金第 3 号被保険者住所変更届	国民年金第 3 号被保険者関係届	国内居住要件の例外に該当 することが確認できる書類（注 1）
国内から国内へ転居したとき	○	○	△ (注 2)	—	—
国内から国外へ転出したとき（注 3）	○	○	—	△ (注 2)	△
国外から国内に転入したとき	○	○	—	△ (注 2)	—

（注 1） 書類の詳細については「共済のしおり」12 頁を参照してください。

（注 2） 20 歳以上 60 歳未満の被扶養配偶者にかかる手続の際に提出してください。

（注 3） 国外へ転出する被扶養者のうち国内居住要件の例外に該当する者について提出してください。該当しない場合、被扶養者の要件を満たさなくなりますので、被扶養者の取り消し手続を行ってください。

※ 表中の提出書類のうち、整理番号が付してあるものは、共済組合関係申請書等用紙です。

※ 書類を提出する際は、封筒や連絡票等に事務手続名等を明記してください。

被扶養者の認定及び取消手続は速やかにお願いします。

- 1 被扶養者の認定申告は、扶養の事実が生じた日から30日以内に行いましょう。
結婚や出生等により被扶養者の要件を備えたときは、扶養の事実が生じた日から30日以内に所属所長へ届け出ましょう。30日以内に届出がなされたときは、事実が生じた日から被扶養者として認定されます。

30日を過ぎて届出がなされた場合は

所属所長が届出を受け付けた日から被扶養者として認定され、事実が生じた日から認定日までの間は、共済組合から給付を受けることはできませんので、注意してください。

- 2 被扶養者が、次に掲げる事由のいずれかに該当したときは、被扶養者としての要件を欠くこととなりますので、速やかに取消手続をしましょう。
- (1) 就職又は雇用条件等の変更により、勤務先において他の公的医療保険制度の被保険者となったとき（被保険者証（組合員証）が交付されたとき）
(注) 収入金額にかかわらず取消しになります。
 - (2) 収入が年額130万円（障害を事由とする公的年金等受給者及び60歳以上の公的年金等受給者にあつては180万円。以下「認定限度額」という。）以上あるとき
ア パート・アルバイト勤務等の3か月を超える雇用で次のいずれかに該当するときは、認定限度額以上とならなくても取消しになります。
(イ) 雇用契約で、明らかに月額108,334円（公的年金等受給者については150,000円。以下同じ。）以上の収入が見込まれるとき
(イ) 月額が不定で、108,334円以上の収入のある月が3か月連続したとき
イ 公的年金等受給者の収入には、年金収入のほか、その他の収入も含まれます。
(注) 年金収入には、農業者年金、企業年金、個人年金等を含みます。
ウ 年金等の受給者で、年金額の増額改定により認定限度額以上になったときは、改定通知書等を受領した日から取消しになります。
エ 事業所得者、不動産所得者、農業所得者等で、年間の総収入額から共済組合が認める必要経費を控除した額が認定限度額以上となったときは、確定申告を行った日（税務署受付日又は確定申告書の郵送日）から取消しになります。
(注) 共済組合が認める必要経費は、所得税法上の取扱いとは異なりますので、詳細は共済組合へ問い合わせてください。
オ 株等の譲渡収入がある場合は、譲渡価額から取得価額を差し引いた額を収入とみなします。
 - (3) 雇用保険の失業等給付を受給しているとき（月額3,612円以上受給している期間）
 - (4) 結婚、離婚又は死亡したとき
 - (5) 同居を要件とする者（配偶者の父母、伯（叔）父母等）が組合員と別居したとき
 - (6) 組合員が主たる生計維持者ではなくなったとき（被扶養者について組合員以外の者が国や地方公共団体から扶養手当等を受給するようになったとき、別居の被扶養者に対して生計費を送金等しなくなったときなど）
 - (7) 国内に住所を有しなくなったとき（日本国内に生活の基礎があると認められる場合は除く）
 - (8) 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者になったとき

取消手続が遅れた場合は

被扶養者としての要件を欠くに至った日にさかのぼって取消しとなるので、取消日以降、被扶養者証等を使用して診療等を受けていた場合は、共済組合が負担した医療費全額を組合員に返納していただくこととなります。

問合せ先：年金給付係 電話 099-286-5220



よくあるお問合せ

Q 1. 組合員証等はいつごろ交付されますか。

A 1. 共済組合が資格取得届等を受付けてからおおむね2週間をめどに所属所に届くように発行手続を行っていますが、年度当初はそれ以上かかることがあります。また、提出書類に不備があるとそれ以上に時間を要します。書類を提出する際には、記入内容等に誤りがないか確認を行ってから提出してください。

※ 所属所への送付は所属所長あての封筒で通知文と併せて郵送での発送となります。

Q 2. 組合員の資格取得手続書類と被扶養者の認定手続書類を同時に提出しましたが、組合員証のみが所属所へ届きました。被扶養者証はいつ届きますか。

A 2. 組合員の資格取得手続が完了していないと被扶養者証の発行ができないため、被扶養者証の交付は組合員証よりも遅くなります。組合員証の交付から1週間以内には交付できる見込みです。

Q 3. 組合員証等が交付されましたが、氏名の漢字が違います。どうすればよいですか。

A 3. 資格取得時の提出書類の記入等が誤っていた場合は、記載事項変更の手続を行ってください。

それ以外のケースの場合は、共済組合で確認しますので、ご連絡ください。

※ 組合員証等は提出書類をもとに発行手続を行っています。記入の際は、はっきりと丁寧な字で記入してください。また、類似した漢字が存在するものについては、部首等に誤りがないかご注意ください。データ入力により書類を作成している場合は、変換ミスにご注意ください。

※ 氏名・性別・生年月日・基礎年金番号に誤りがあると、組合員の場合、日本年金機構から基礎年金番号が新規に付番されてしまう、被扶養配偶者の場合、第3号被保険者関係の手続に時間を要する等の事例につながることからご注意ください。

Q 4. 組合員証等が交付される前に医療機関を受診したいのですがどうすればよいですか。

A 4. 医療機関へ組合員証等の交付手続中であることを伝えてください。全額自己負担となった場合は、後日、共済組合へ療養費の請求ができますので、受診した医療機関から「診療報酬明細書」及び「領収書」を受け取ってください。

なお、組合員証等の交付を受けるために速やかに手続を行ってください。

Q 5. 臨時的任用職員で任用に空白期間が生じる者についてどんな手続が必要ですか。

A 5. 任用期間に空白期間が生じる場合であっても、任命権者と職員との間で事実上の任用関係が継続していると任命権者が判断する場合は、任命権者が当支部に申立書を提出することにより、組合員資格も引き続くものとして取り扱うこととなりますので、資格喪失及び資格取得の手続は不要です。継続するか否かの判断は任命権者へご確認ください。

【裏面に続く】

Q 6. 資格取得手続書類のうち、年金加入期間等報告書の提出が遅くなりそうです。その他の書類を先に共済組合へ送付することで組合員証の交付を受けることはできますか。

A 6. 組合員の資格取得手続は、厚生年金の加入手続も兼ねているため、過去の年金加入期間の確認を行わなければ、資格取得の手続を進めることができません。年金加入期間等報告書が揃ってから共済組合へ提出してください。(年金加入期間等報告書の提出については、別表 1 (注 4) を参照)

Q 7. 公務員共済年金の受給権者です。組合員資格を再取得するにあたり年金受給権者再就職届書の提出が必要ですが、様式はどこから取得できますか。

A 7. 公立学校共済組合の年金受給者 → 公立学校共済組合ホームページ(※鹿児島支部のホームページではありません)の「年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード」のページから取得できます。

公立学校共済組合以外の公務員共済組合からの年金受給者 → ご自身の加入していた公務員共済組合にご確認ください。(ホームページに掲載している共済組合もあるようです。)

Q 8. 新たに被扶養者として認定する配偶者が 62 歳です。国民年金第 3 号被保険者関係届は必要ですか。

A 8. 20 歳未満 60 歳以上の被扶養配偶者については提出不要です。被扶養者の取消時も同様です。